平成２２年（フ）第４５号
宮城県加美郡色麻町四竈字本郷600番地31
債務者　宍戸　聖子
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第１３６号
新潟県新潟市東区竹尾４丁目６番９号
債務者　佐藤千恵子
1　決定年月日時　平成22年３月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１号
新潟県上越市板倉区高野663番地
債務者　佐藤　和弘
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２２年（フ）第３８号
岐阜県大垣市楽田町６丁目79番地５
債務者　片山　裕子
1　決定年月日時　平成22年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第３８４号
名古屋市緑区大清水２丁目805番地　ユニーブル平手南ガーデン302号
債務者　神島みち代
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４１８号
愛知県尾張旭市狩宿新町２丁目113番地１
債務者　鬮目　正明
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５０３号
名古屋市港区惟信町５丁目50番地　ライオンズガーデン惟信町401号
債務者　平安山　邦
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５１８号
愛知県半田市乙川新町１丁目４番地　県営乙川住宅４棟102号
債務者　杉浦三重子
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５３９号
愛知県知多郡武豊町字梨子ノ木２丁目43番地１
債務者　宮本恵美子（旧姓杉浦）
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５７１号
名古屋市中村区荒輪井町１丁目33番地　さつき荘１号
債務者　伊知地明規（旧姓宝満）
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第８７１７号
大阪市住吉区南住吉４丁目16番26号
債務者　森山　康幸
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０２６２号
大阪市平野区加美南５丁目９番35号　サンモール田中306号
債務者　髙木　理々
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９２７号
大阪市住之江区新北島１丁目１番14―302号
債務者　小林　一樹
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９２８号
大阪市住之江区新北島１丁目１番14―302号
債務者　小林紀代美
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１１６３号
大阪市住之江区南港中４丁目２番16―204号
債務者　山本　勝夫
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１２０７号
大阪府門真市岸和田２丁目15番１号
債務者　梶川　陽子
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１２４１号
大阪府寝屋川市高柳２丁目６番５―304号
債務者　大島　克孝
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１２４２号
大阪府寝屋川市高柳２丁目６番５―304号
債務者　大島　安子
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部